

2022年8月31日

日本原燃株式会社
代表取締役 増田 尚宏 殿

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団
代表 浅石 紘 爾

青森県八戸市根城 9-19-9
TEL・FAX 0178-47-2321
Eメール・1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp
[http : 1mangenkoku.org](http://1mangenkoku.org)

抗議文

1. 事故発生の概要について

2022年7月2日、六ヶ所再処理工場の高レベル廃液ガラス固化建屋内の廃液供給槽Bの安全冷却機能の喪失事故（以下「本件事故」という）が発生した。

上記供給槽は、安全冷却水系（A系列、B系列）によって冷却されているが、A系列は工事のため停止中であり、運転中のB系列の仕切弁閉止により、上記供給槽の安全冷却水供給が停止して、約8時間にわたって安全冷却機能を喪失した。その間廃液は約25℃から約32℃に上昇したが、閉止弁を全開したことで温度は停止前の状態に戻った。

2. 高レベル廃液冷却機能喪失に至った経過と原因について

(1) 高レベル廃液は2006年4月から2008年の10月までのアクティブ試験で抽出され、一部がガラス固化され、現在約211m³が複数の貯槽に貯蔵されている。

本件事故が起きた供給槽は、5m³貯めることができる貯槽に約2.6m³貯まっていた。

当時、A系列では、既設の2本のコイルが停電等で通水不能になることを想定して、冷却を維持できるような設備を取り付ける必要があり、6月19日から安全対策工事（溶接作業）を行っていた。

(2) 貴社の2022年7月19日付報告書（以下「報告」という）によると、本件事故を以下のように推定している。

A系列工事の作業員が、溶接対象配管よりの空気流出を発見し、工事監督者に報告したところ、工事監督者から電話で「2つの仕切弁」（以下「本件仕切弁」という）の閉止操作を指示した。作業員は指示に従い弁を手動で閉止した。

貴社は、この作業員が間違えてB系列の弁を閉止したと疑ったが、本人が「そんな間違いを犯していない」と言い張ったので、高レベル廃液ガラス固化建屋の管理区域に入ることができた協力会社作業員29名から聞き取り調査を行った。それでも特定できないので、その管理区域入域者233名（日本原燃社員と協力会社作業員）から聞き取りをしたが、特定できなかったとしている。

結論として、誰が間違いを犯したか、故意で閉栓に至ったか、閉弁者が部外者かどうか分からないままに、貴社の報告書は終わっている。

(3) 事故対応の失態

貴社の報告書では、本件事故の発生原因である「仕切弁閉止」実施可能な人物が262名いた可能性を指摘している。高レベル廃液貯槽の近くに、それだけ多くの人が立ち入ることができたり作業をすることができるということは、悪意のある第三者による閉止操作ができ、それを未然防止できないことを意味し、極めて脆弱な防護体制と言わざるを得ない。

また、報告書記載の「対策」も不十分であり、本件事故をあまりにも過小評価している。

3. 高レベル廃液の危険性

高レベル廃液が環境中に1 m³漏れるようなことになれば、六ヶ所村の住民が半数死亡、青森県民は早期に避難が必要で、風向き次第では名古屋にまで影響するという高木仁三郎氏の指摘がなされている。

また貴社が原子力規制委員会審査会に提出した資料（2014年3月18日 「別添資料」再処理施設の事故影響について）でも、気体として環境中への漏えいが1週間続くと、約30 km離れた場所で約2ミリシーベルト被ばくするとの報告がなされている。

それほど危険な高レベル廃液であることを認識しているのに、貴社が本件事故原因を作業員の誤操作、監視員らの監視ミスかもしれないと推定したのは、自己の技術的能力の無さを棚に上げた、無責任極まりない言い逃れと言わざるを得ない。

今回の一連の操作は、工事監督者が電話で操作を指示しただけであったこと、また重要な施設でありながら一人で操作するような状況にしたこと、などの初歩的な安全対策を怠ったことに原因があった。

今回のような冷却機能喪失状態が続いていれば、最悪の場合、蒸発乾固という重大事故に発展する危険性があった。本件事故発生は、貴社の再処理の困難性と危険性を軽視した緊張感と責任感が欠けていたことが原因であると言わざるを得ない。

4. 再処理工場の竣工中止を求める

本件事故は、青森県民はもとより東日本に住んでいる多くの人々が、住居を離れなければならないような大事故に発展していたかもしれないのに、貴社が本件事故を過小評価していることに強く抗議するものである。

また、再処理工場の竣工が見通せない中で、これまで以上に莫大な費用（総事業費が約15兆円）を掛けて危険な再処理工場を竣工させる意味はない。

よって、貴社に対し、設計及び工事計画の認可申請を直ちに取り下げ、再処理事業からの撤退と工事の中止を求める。